

令和4年度 事業計画書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

1. 眼球提供登録の啓発活動

- (1) 大阪府内の保健所、医療機関及び眼科病院・医院にパンフレット・ポスター等の印刷物を配備し、啓発に努める。
門真・光明池運転免許試験場に、会報誌、パンフレット及び登録申込用紙を配備する。
各団体の支援により、アイバンク登録の推進を図り、パンフレット等を送付する。
- (2) 令和4年度大阪府臓器移植普及推進月間事業に協力し、他の団体とともに啓発を行う。
- (3) 令和4年度(社)大阪府眼科医会主催の「目のすべて展」の行事に後援し、会場において啓発活動を行う。
- (4) 大阪府内の保健・衛生等の学部、学科を設置する大学・短期大学等にパンフレット、ポスター等の印刷物を配備し、登録に努める。
- (5) 大阪府内市町村の協力を得て、所管公民館にパンフレット、ポスター等の印刷物を配備し、啓発に努める。
- (6) 大阪府内ライオンズクラブの協力を得て、アイバンク登録推進に努める。
ライオンズクラブに対して、献血アクティビティやその他の行事の際にアイバンク登録の啓発を依頼する。
- (7) 吹田市の協力のもと、市が所管する公民館において、アイバンクの講座を開催し、啓発活動を行う。
- (8) その他、諸団体が行なう登録啓発活動に参加する。
- (9) 会報誌ルミエールNo.59を9月1日に発刊する。

2. 眼球の摘出、検査、保存及びあっせんに関する事業

- (1) 大阪アイバンク医学基準検討会による定期的な討議を行い、安定した水準を保守するため、眼球摘出担当医師や職員に対しての指導等を行う。
- (2) 職員による24時間体制での献眼対応により、眼球摘出時のコーディネーション業務を行う。
- (3) 角膜及び強膜を大阪アイバンクの医学基準に基づき、検査、保存及びあっせんを行う。
- (4) 大阪府内での献眼推進を図るための病院開拓を引き続き行い、病院関係者との連携を密にする。
- (5) 医療機関、献眼を希望されている方及び家族から受けた献眼に関する情報に対し、訪問を行うなどして丁寧に対応する。

3. 角膜移植に関する知識の普及

- (1) 摘出協力病院への移植手術の報告と献眼に向けた病院用マニュアルの配布を行う。
- (2) 医療機関での臓器・組織提供に関する報告会・研修会等に参加する。
- (3) 日本アイバンク協会開催のアイバンクワークショップセミナーに参加する。
- (4) 大阪府内のライオンズクラブが開催する例会での講演を行う。
- (5) 臓器移植・組織移植関係団体と連携を密にし、情報の収集や献眼者の増加を図る。
- (6) 大阪府内の緩和病棟を有する医療機関と連携し、献眼への理解を図るとともに献眼者の増加に努める。
- (7) 第53回特志開眼協力者追悼法要を令和4年10月31日(月)総本山四天王寺本坊において執行する。

4. 運営基盤の強化

- (1) 法人・個人の賛助会員の増加に努める。
- (2) 各種団体に対し、寄付の依頼を行う。
- (3) コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社及び株式会社伊藤園の支援型自動販売機の設置について、引き続き新たな設置に向けて各方面に依頼していく。
(現在、コカ・コーラボトラーズジャパン 4機、伊藤園 2機設置)
- (4) 会報誌「ルミエール」及びホームページへの広告協賛を法人会員等に依頼する。

5. 研究助成事業

大阪アイバンク研究助成実施要領により、視力障害者の視力回復もしくは、失明予防に至る角膜疾患及び眼疾患についての研究に取り組んでいる大阪府内の医師に対し、公募を行う。併せて、ホームページでも広く募集する。

なお、助成先、助成額は、研究助成選考委員会において選考を行い決定する。

6. 資産の資金調達及び設備投資の見込みについて

令和4年度の資産の資金調達及び設備投資については、予定していない。

7. その他

- (1) 遺族に対し、大阪アイバンクの感謝状を贈呈するとともに厚生労働大臣の感謝状を伝達する。
- (2) ホームページの更新を常時行い、新しい情報の発信や登録・献眼・財政支援等の啓発に努める。